

○厚生労働省  
環境省  
経済産業省告示第七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十五条の規定に基づき平成三十年四月一日次に名称を掲げる監視化学物質の指定を取り消したので、公示する。

平成三十年四月二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 中川 雅治

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第15条の規定に基づき指定を取り消した監視化学物質の名称	ページ番号
19	塩素化パラフィン（C11、塩素数7～12）	(2) - 68